

風水害等対策計画編

第2款 火山災害応急対策

【注意事項】

各節における実施主体の表において、時期の欄に示された記号は、次の意味である。

- ★ : 災害警戒又は災害初動期
- : 応急対策期
- ▲ : 応急復旧期

第1章 総則

1 背景

これまで、富士山や箱根山など本市の周辺にある活火山が噴火した場合に、本市に影響を与える火山現象として降灰が想定されていたが、令和3年3月に、富士山火山防災対策協議会により17年ぶりに富士山ハザードマップが見直され、降灰を除く各火山現象における新たな影響想定範囲等が公表された。

これにより、本市に影響を及ぼす火山現象として新たに溶岩流の到達の可能性が示されることとなり、令和3年5月31日、本市は活動火山対策特別措置法第3条に基づく「火山災害警戒地域」に指定され、併せて富士山火山防災対策協議会に参画することとなった。

2 基本方針

活動火山対策特別措置法では、「火山災害警戒地域」に指定されている市町村は、市町村地域防災計画に必要な事項を定める必要があるとされている。このため、同法の規定を踏まえ、本市への影響が想定されている溶岩流及び降灰対策を中心に、火山災害に係る応急対策を定める。

また、火山災害に係る応急対策のうち、特に避難対策については、富士山火山防災対策協議会に参画している関係自治体と連携して対応する必要があることから、同協議会が策定した「富士山火山避難基本計画」（旧「富士山火山広域避難計画」）に基づき実施するものとする。

なお、本款に定めるもののほか、次の事項については、「第1款 風水害応急対策」を準用する。

章	節	項目
第1章	第2節	動員体制
	第6節	通信の運用
	第9節	応援要請
	第10節	応援派遣等
第3章	第3節	帰宅困難者対策
第4章	第2節	行方不明者の搜索
	第3節	保健医療救護対策
第5章	第2節	輸送車両等の確保対策
	第3節	交通対策
	第4節	警備対策
第6章	—	二次災害の防止
第8章	—	被災生活支援
第9章	—	遺体等の収容・埋火葬等
第10章	—	清掃対策
第11章	—	防疫・衛生
第12章	—	応急住宅対策
第13章	—	災害時要援護者支援
第14章	—	災害ボランティア支援
第15章	—	都市機能等応急対策
第16章	—	文教・保育対策
第17章	—	孤立対策
第18章	—	災害救助法

第2章 市災害対策本部活動

第1節 組織体制

1 基本方針

富士山が噴火し、又は噴火するおそれがある場合は、気象情報や火山の活動状況を迅速に把握し、それらの状況に応じて、特殊災害情報連絡体制（レベル0）、特殊災害初動体制（レベル1）、特殊災害警戒本部体制（レベル2）を整える。大規模な噴火が発生し、市の総力を挙げて応急対策を実施する必要がある場合は、災害対策基本法に基づき、市災害対策本部を設置し、災害対策本部体制（レベル3）を整える。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局 (危 機 管 理 局)	★	市災害対策本部の設置・運営、各局、国、県、防災関係機関等との連絡調整等に関すること。
	区 本 部 事 務 局		
	市 長 公 室	★	災害情報の広報に関すること。
関 係 関	神 奈 川 県	—	県災害対策本部の設置、連絡等に関すること。
	そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	—	各災害対策組織の設置、連絡等に関すること。

3 市災害対策本部設置前の体制

特殊災害（火山災害）に対する市災害対策本部を設置する前の体制は次のとおりとする。

なお、危機管理監は災害の規模、発生時期、その他の状況により必要と認められるときは、基準と異なる職員の参集を指示することができる。

(1) 特殊災害情報連絡体制（レベル0）

危機管理監は、気象情報や災害予測情報を迅速に把握し、次の基準に従って職員を動員し、特殊災害情報連絡体制（レベル0）を確立する。

配 備 基 準	参 集 方 法
(1) 富士山に「噴火警戒レベル3（入山規制）」が発表されたとき。 (2) その他危機管理監が必要と認めたとき。	危機管理監の指示により参集

(2) 特殊災害初動体制（レベル1）

危機管理監は、気象情報や火山の活動状況を迅速に把握し、次の基準に従って職員を動員し、特殊災害初動体制（レベル1）を確立する。

配 備 基 準	参 集 方 法
(1) 富士山に「噴火警戒レベル4（高齢者等避難）」が発表されたとき。 (2) その他危機管理監が必要と認めたとき。	危機管理監の指示により参集

(3) 特殊災害警戒本部体制（レベル2）

危機管理監は、気象情報や火山の活動状況を迅速に把握し、次の基準に従って職員を動員し、特殊災害警戒本部を設置し、職員を動員することができる。なお、特殊災害警戒本部の組織、事務等は、災害対策本部に準ずるものとし、特殊災害警戒本部長は危機管理監とする。

配 備 基 準	参 集 方 法
(1) 富士山に「噴火警戒レベル4（高齢者等避難）」が発表され、本市に降灰が認められたとき。 (2) その他危機管理監が必要と認めたとき。	危機管理監の指示により参集

(4) 市災害対策本部設置前の配備人員

各体制における詳細な配備人員等は、相模原市災害対策本部要綱に定める。

4 市災害対策本部の設置

- (1) 市長は、富士山の噴火により市域に大規模な被害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は市の総力をあげて災害応急対策を実施することが必要であると認めるときは、市災害対策本部を設置する。

なお、市長は災害の規模、発生時期、その他の状況により必要と認められるときは、基準と異なる動員を発令することができる。

設 置 基 準
(1) 富士山に「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されたとき。 (2) 市域に、堆積厚30cm以上の降灰のおそれがあるとき。 (3) その他市長が必要と認めたとき。

- (2) 市災害対策本部長は、市災害対策本部を設置したときは、その旨を速やかに、次に掲げる者のうち必要と認める者に対して通知するとともに、市長公室は、報道機関へ発表し、併せて市民へ広報する。

ア 県知事（地域県政総合センター）

イ 陸上自衛隊第4施設群（座間駐屯地）の長又は代表者

ウ 富士山火山防災対策協議会構成員

エ その他の防災関係機関の長又は代表者

オ 隣接市町村

- (3) 市災害対策本部の配備人員

詳細な配備人員等は、相模原市災害対策本部要綱に定める。

5 市災害対策本部の組織

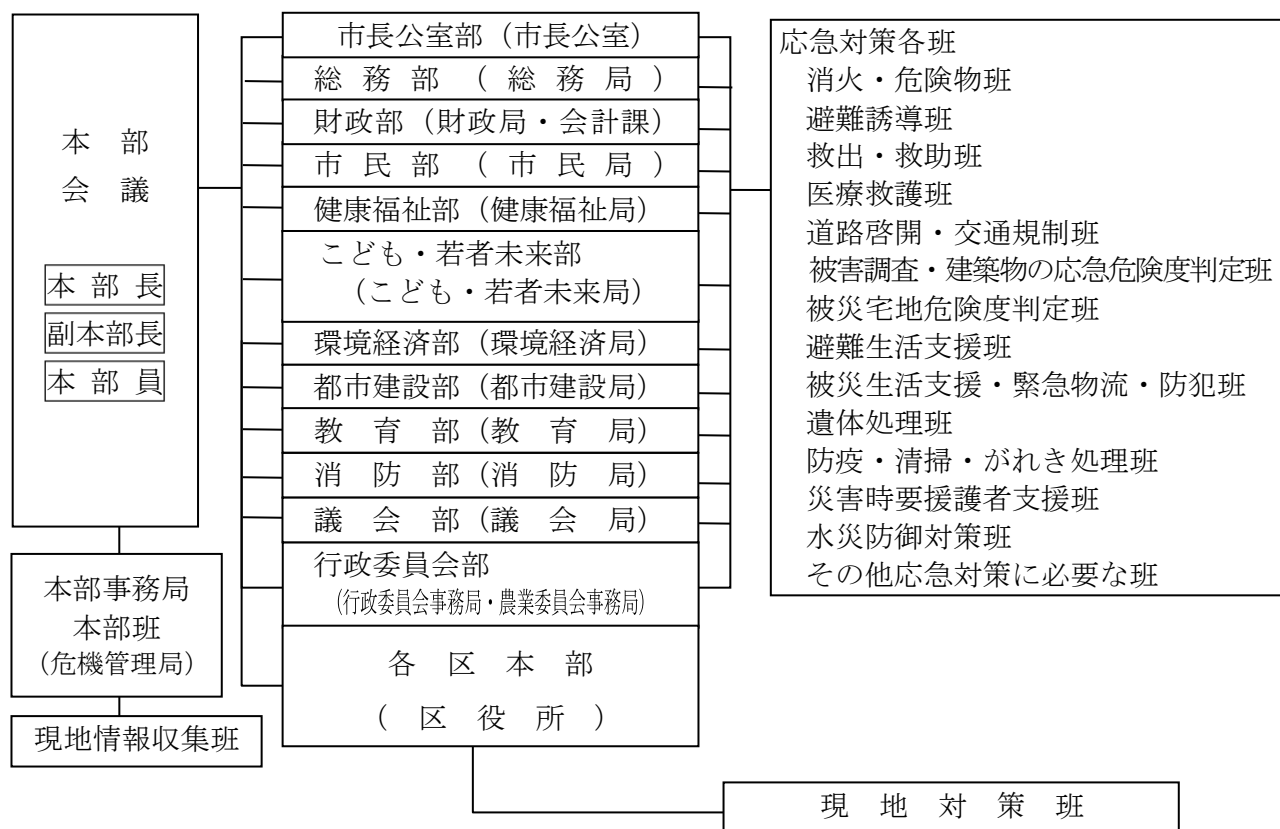
市災害対策本部の組織は、相模原市災害対策本部条例及び相模原市災害対策本部要綱の規定による。

その概要は次のとおりである。

- (1) 市災害対策本部は、本部会議、部、区本部、応急対策班、現地対策班、本部班及び本部事務局をもって組織する。
- (2) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- (3) 部は、相模原市行政組織条例、相模原市区の設置等に関する条例、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則及び相模原市消防局組織等規則に規定する局等並びに相模原市選挙管理委員会規程、相模原市監査委員事務局規程、相模原市人事委員会事務局の組織等に関する規則、相模原市農業委員会規程及び相模原市議会議会局の組織等に関する規程に規定する組織で構成する。
- (4) 区本部は、区役所及び区域内の本庁出先機関（土木事務所を除く。）で構成する。
- (5) 応急対策班は、応急対策項目別の組織体制とし、それぞれの局をもって構成し、あらかじめ責任者及び次順位責任者を明確にしておく。
- (6) 現地対策班は、まちづくりセンター（中央6地区まちづくりセンターを除く。）及び中央区の6公民館（小山、星が丘、清新、中央、横山及び光が丘）に設置し、中央区の6公民館の職員及びあらかじめ指定された職員によって構成する。
- (7) 本部班、本部事務局、区本部事務局の構成は別に定める。
- (8) 相模原市災害対策本部条例に基づき、本部長（市長）に事故があるとき又は欠けたときは、

副本部長（副市長及び教育長）がその職務を代理する。

〈市災害対策本部組織概要図〉



6 区本部の設置

本部長は、地域における総合的な応急対策を行うために、区長を区本部長とした区本部を設置する。

区本部は区役所及び区域内の出先機関（土木事務所を除く。）で構成し、市災害対策本部の本部事務局、各部、各班と相互に連携して業務を行う。とりわけ災害初動期においては、都市建設部及び消防部との連携を図る。

また、管内の避難所等及び一時滞在施設・避難施設応援の担当職員並びにその他必要に応じて開設した公民館など、防災対策上拠点となる施設の職員を区本部付として指揮し、それらの拠点を統制する。

区長は、区本部を設置したときは、速やかに本部長に報告する。

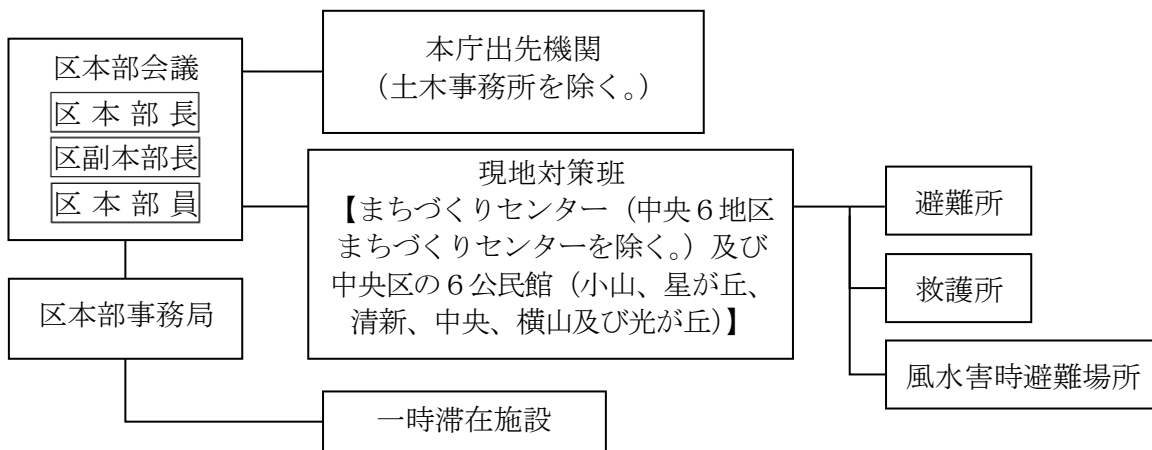
区長の判断により区本部を設置したときは、市長に報告し、市長はその報告を受け、市災害対策本部を設置する。

また、警戒本部を設置した場合は、危機管理監に報告する。

なお、区本部長は、次の行為を行う。

- (1) 災害対策本部設置前の体制の判断
- (2) 警戒本部の設置
- (3) 区本部職員等の動員・配備
- (4) 避難指示等の発令要請
- (5) 警戒区域の設定要請
- (6) 災害時要援護者等への避難支援
- (7) 避難所等の開設
- (8) 管内の公共施設（公民館等）の利活用
- (9) その他必要な緊急措置（災害警戒、救助）
- (10) 一時滞在施設の開設、運営の支援

＜区本部組織図＞



7 現地対策班の設置

本部長は、地区内での情報収集や応急対策に係る地区調整等をする必要がある場合は、市内22のまちづくり区域を単位として、現地対策班を設置する。

現地対策班では、市災害対策本部の本部事務局、区本部の事務局、各部、各班と相互に連携して業務を行う。

区本部長は、災害の状況等に応じて判断の上、現地対策班の設置を現地対策班長に指令することができる。

区本部長が指令を行い、現地対策班を設置した場合は、区本部長は本部長へ速やかに現地対策班を設置した旨を報告する。

8 現地対策所の設置

本部長は、災害現場近くで総合的な応急対策を指揮する必要がある場合は災害現場付近の公共施設等に現地対策所を設置することができる。

現地対策所は、市災害対策本部の本部事務局、各部、各班と相互に連携して業務を行う。

9 特殊災害における配備体制の基準

配備体制の基準は、相模原市災害対策本部要綱に定める。

10 市災害対策本部の事務

- (1) 本部会議
市災害対策本部の最高意思決定機関として、全ての事務を統括する。
- (2) 局、区本部
ア 別に定めるそれぞれの局、区本部固有の事務の執行に関すること。
イ 応急対策班の活動に関すること。
- (3) 応急対策班
それぞれの応急対策の実施に関すること。
- (4) 現地対策班
分掌事務は別に定める。
- (5) 本部事務局、本部班
分掌事務は別に定める。

1.1 市災害対策本部等の設置場所

- (1) 市災害対策本部は、市役所本庁舎及び消防指令センターに設置する。

- (2) 市役所本庁舎及び消防指令センターが火山災害等による被害のために使用できないときは、状況に応じて代替施設を確保する。
- (3) 区本部は、各区役所に設置する。区役所が被害により使用できないときは、状況に応じて代替施設を確保する。

1 2 県災害対策本部との連携

本部長は、県又は県災害対策本部及び県央地域県政総合センターと、広域的な災害対策の推進、広域応援の要請及び調整等の事項に関して常に連携を密にする。

1 3 防災関係機関の災害対策組織

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他の防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生するおそれがあり、必要があると認めたときは、その所管に係る災害応急対策を円滑に行うため、あらかじめ定めてある災害対策組織を設置する。
- (2) 本部長は、災害応急対策の実施に関して防災関係機関と常に連携を図り、必要があるときは、防災関係機関に対して連絡員等の派遣を求め、又は自らの職員を防災関係機関に派遣する。

1 4 市災害対策本部の廃止等

- (1) 本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市災害対策本部を廃止する。
 - ア 市域に災害が発生するおそれが解消したと認めたとき。
 - イ 災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき。
- (2) 区本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本部長と協議し、許可を得て、区本部を廃止する。
 - ア 区域に災害が発生するおそれが解消したと認めたとき。
 - イ 区域の災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき。
- (3) 現地対策班長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区本部長に連絡の上、区本部長を通じて本部長と協議し、許可を得て、現地対策班を廃止する。
 - ア 地区に災害が発生するおそれが解消したと認めたとき。
 - イ 地区の災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき。
- (4) 本部長は、市災害対策本部を廃止したときは、その旨を直ちに設置を通知した関係機関に通知するとともに、市長公室は、報道機関に発表し、併せて市民へ広報する。

第2節 噴火警報等

1 基本方針

気象庁は、富士山における噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等を発表し、市民、防災関係機関の注意や警戒を喚起する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局 （ 危 機 管 理 局 ）	★	気象情報の収集、伝達に関すること。
	消 防 局		
	関 係 各 局	★	関係機関への伝達に関すること。
関 係 機 関	気 象 庁 ・ 横 浜 地 方 気 象 台	—	気象情報の発表に関すること。
	そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	—	気象情報の伝達に関すること。

3 噴火警報等

（1）噴火警報

噴火警報は、気象業務法第13条の規定により、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流など、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合に、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表される。

（2）噴火予報

噴火予報は、気象業務法第13条の規定により、火山活動が静穏である場合や火山活動の状況が噴火警報に及ばないと予想される場合に発表される。

（3）火山の状況に関する解説情報

噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある判断した場合又は判断に迷う場合に「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が迅速に発表される。また、現時点では噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」が適時発表される。

（4）噴火速報

噴火速報は、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取ってもらうために発表される。

（5）噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と住民、登山者、観光客等が「とるべき防災行動」を5段階に区分したものである。噴火警戒レベルを導入している富士山においては、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルが発表され、住民、登山者、観光客等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」、「高齢者等避難」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「活火山であることに留意」のキーワードを付けて警戒を呼び掛ける。

<富士山の噴火警戒レベル>

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）	居住地及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、又は切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定） ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）。
		4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている。）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。
噴火警報（火口周辺）	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、又は発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域防災計画への立入規制等	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。
	火口から少し離れた所までの火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生又は発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等
噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）。	特になし	・火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む。）

《令和3年12月現在》

（注）・ここでのいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

- ・ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で特定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。
- ・火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会作成）で示された範囲を指す。

(6) 降灰予報

ア 降灰予報（定時）

噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表される。

18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲が示される。

イ 降灰予報（速報）

噴火の発生を受けて速やかに発表される。

降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表され、未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。

噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が示される。

ウ 降灰予報（詳細）

噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高等）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表される。

降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表され、未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。

降灰予報（速報）が発表された場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表される。

噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻が示される。

<降灰量階級表（気象庁）>

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える。 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる。	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある。
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する。 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある。道路の白線が見えなくなるおそれがある （0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始）。	稲等の農作物が収穫できなくなったり※1、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある。
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する。目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある。	航空機の運行不可※1

※1 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定

第3節 災害情報の収集伝達

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	異常現象の通報、被害状況の取りまとめ及び災害資料の作成、県への被害及び活動状況の報告に関する事。
	消 防 局	★	国・県への災害即報に関する事。
	区 本 部	★	区内の被害状況の取りまとめ及び災害資料の作成、本部への報告に関する事。
	財 政 局	●	罹災証明書（火災を除く。）の発行に係る住家等及び市有建物の被害調査に関する事。
	区 本 部		
	都 市 建 設 局（土 木 部）	★	道路被害調査に関する事。
	関 係 各 局	★	所管施設等の被害調査及び本部への報告に関する事。 被災者台帳の作成・利用、安否情報の確認及び回答に関する事。
	区 本 部		
関 係 機 関	防 災 関 係 機 関	—	被害状況等の情報交換に関する事。

2 異常現象の通報

（1）発見者の通報義務

活動火山に関して、以下の異常現象を発見した者は、ただちに最寄りの市町村又は警察官に通報し、通報を受けた警察官はその旨を最寄りの市町村長に、市町村長は関係機関に速やかに伝達する。

ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流（熱雲））及びそれに伴う降灰砂等

イ 火山地帯での火映、鳴動の発生

ウ 火山地帯での地震又は地殻変動の発生

エ 火山地帯での山くずれ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化

オ 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度又は昇華物等の顕著な異常変化

カ 火山地帯での涌泉の新生又は潤渇、量、味、臭い、色、濁度、温度の以上等顕著な変化

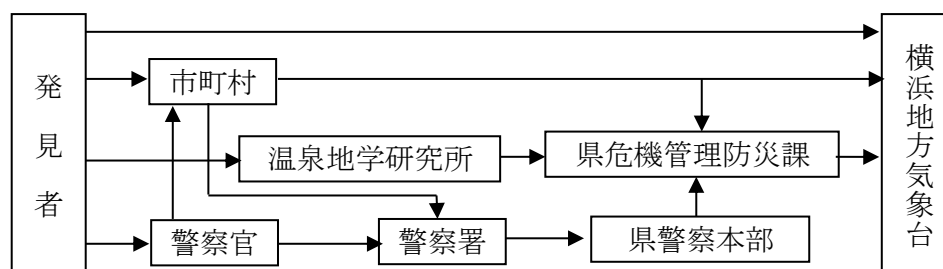
キ 火山地帯での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大又は移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等

ク 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭い、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

（2）市長（本部長）の処置

異常現象の通報を受けた場合、市長は、県知事及び関係機関に通報する。ただし、その現象が自然現象である場合は、横浜地方気象台に併せて通報する。

<異常現象の通報を受けた場合の伝達系統>



3 降灰状況の報告

(1) 本部事務局への報告

区本部は、噴火が発生した場合、まちづくりセンター（中央6地区まちづくりセンターを除く。）の降灰状況を確認し、定期的に本部事務局に報告する。報告内容は次の事項とし、可能な範囲で写真を添付する。

- ア 降灰の有無
- イ 堆積の状況
- ウ 降灰時間
- エ 降灰の強さ
- オ 降灰粒子の特徴

(2) 関係機関への報告

本部事務局は、区本部からの情報を集約し、県等の関係機関へ報告する。

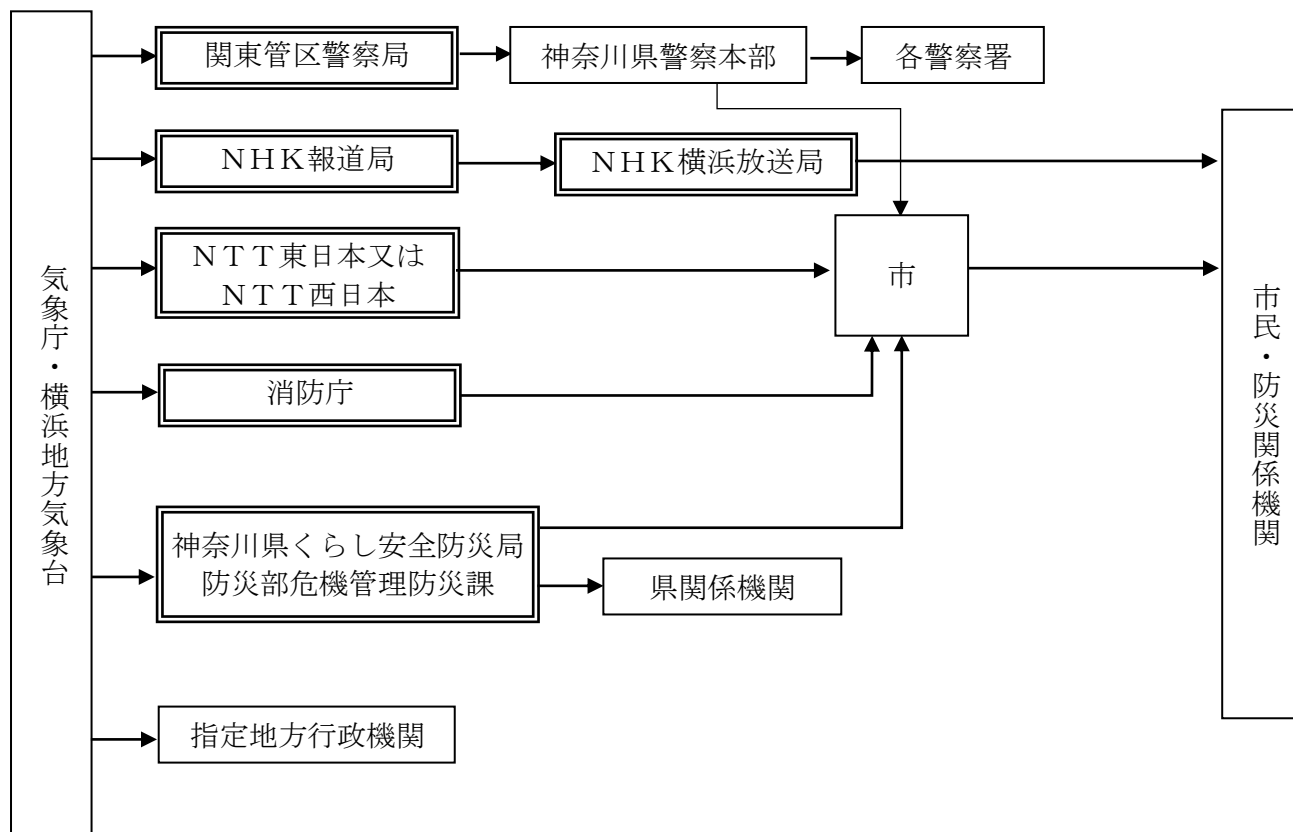
また、本部事務局及び消防局は、横浜地方気象台から依頼があった場合、次の地点における降灰の状況等を報告するとともに、消防局は本部事務局に情報提供を行う。

観測地点	報告内容
消防指令センター	降灰の有無、堆積状況、降灰のあった時刻、降灰の強さ、降灰粒子の特徴（大きさ、種類など）、噴火による被害の有無、降灰の状況を撮影した写真
淵野辺分署	
新磯分署	
城山分署	
津久井消防署	
藤野分署	
鳥屋出張所	

4 噴火警報等の伝達系統図

気象庁が発表する気象警報等は、次の系統図に基づき伝達する。

＜噴火警報等の伝達系統図＞



5 災害情報の収集伝達に係る風水害応急対策の準用

本節に係る災害応急対策のうち、次の事項については、第1款第1章「第7節 災害情報の収集伝達」（風－26～28参照）を準用する。

- | | | |
|----------------|------------|------------|
| ○被害状況等の収取体制の確立 | ○被害調査 | ○被災者台帳の作成 |
| ○安否情報の確認・提供 | ○神奈川県等への報告 | ○関係機関等との協力 |

第4節 災害時の広報・広聴

1 基本方針

災害時には、市民の情報に対する必要性が飛躍的に高まることから、市及び防災関係機関は、適切かつ効果的な広報活動を実施し、情報不足による不安や混乱等を防止するとともに、生活関連情報の提供や問合せに適切に対応し、混乱の防止及び人心の安定を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	情報通信システムの活用に関すること。
	市 長 公 室		
	市 長 公 室	★	災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。
	市 長 公 室（政策部）	★	初期間合せ窓口の設置・対応、災害相談室の設置・運用に関すること。
	区 本 部		
	市 民 局	★	災害広報に関すること。
	消 防 局		
	消 防 団	★	災害広報に関すること。
関 係 機 関	関 係 各 局	★	広報広聴活動への応援協力に関すること。
	(株) エフエムさがみ	—	関連事項の広報活動及び相互協力に関すること。
	横浜エフエム放送（株）		
	(株) ジェイコム湘南・神奈川		
	相模原市印刷広告協同組合		
	防 災 関 係 機 関		

3 災害広報の実施

市長公室、消防局及び消防団は、災害発生時に市民に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、市民が適切な行動をとるように広報を実施する。

4 広報事項

(1) 市長公室、消防局及び消防団は、適切かつ効果的な広報媒体の活用、広報内容等を想定した広報計画に基づき、災害発生後の時間的推移に応じた広報活動を行う。

(2) 噴火警報等発表時の主な広報事項

時 期	広報事項	広報媒体
噴火警報等発表時の広報	(1) 噴火警報等に関する事項 (2) 災害の防止に関する事項 (3) 災害発生時への準備に関する事項	(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) 市災害情報X (6) tvkデータ放送 (7) 市ホームページ等 (8) 相模原市LINE公式アカウント

時 期	広報事項	広報媒体
災害警戒時の広報	(1) 災害に関する情報、火山現象の情報等 (2) 避難の準備、指示、要請、規制に関する事項 (3) 出火防止、初期消火、消火活動に関する事項 (4) 市災害対策本部の設置等の対応状況 (5) その他必要な事項	(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) 市災害情報X (6) まちづくりセンター、避難所等での広報 (7) 広報車等 (8) 緊急時の速報メール (9) 防災アプリ (10) 市ホームページ (11) tvkデータ放送 (12) 相模原市LINE公式アカウント
その後の広報	(1) 災害に関する情報、火山現象の情報等 (2) 被害状況及び応急活動の情報 (3) 避難所等、救護所の開設及び避難誘導情報 (4) 生活関連情報 ア 食料、飲料水、生活必需品等の供給状況及び今後の見通し等 イ 道路及び交通機関、ライフライン、病院・診療所の復旧等の情報 (5) 各機関の対応状況等 (6) 地域ごとの被害状況、被害なし情報、安否情報 (7) 混乱等防止のため流言の打ち消し情報 (8) 全体的な安心情報、励まし等 (9) 不足物資、人員等の応援要請情報 (10) 救援物資、ボランティアの要請	(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) 防災アプリ (6) 市災害情報X (7) まちづくりセンター、避難所等での広報及び掲示 (8) 新聞、テレビ等 (9) 広報車等 (10) 市ホームページ等 (11) tvkデータ放送 (12) 相模原市LINE公式アカウント
災害復旧・復興期の広報	(1) 生活関連情報(交通機関、ライフラインの復旧状況、食料・生活必需品の流通情報等) (2) 復旧に必要な各種情報(罹災証明書、仮設住宅、住宅応急修理、税金等の減免及び支払猶予、がれき処理等) (3) 各種行政機能の復旧状況 (4) 相談窓口の紹介	(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) 防災アプリ (6) 市災害情報X (7) まちづくりセンター、避難所等での広報及び掲示 (8) 新聞、テレビ等 (9) 広報車等 (10) 市ホームページ等 (11) tvkデータ放送 (12) 相模原市LINE公式アカウント

(3) 降灰時の広報内容

降灰が発生し、又は発生のおそれがある場合においては、以下の事項について広報を行う。

- ア 降灰中の外出の自粛及びやむを得ず外出する場合におけるヘルメット、ゴーグル、マスク等の着用などの留意事項
- イ 運転時の留意事項
- ウ 健康被害防止に関すること
- エ 屋根に堆積した火山灰の除灰

5 広報の方法

(1) 市民への広報

ア 防災行政用同報無線（ひばり放送）

火山現象の情報や溶岩流、降灰等に対する災害防止の呼び掛け、避難誘導、被害状況及び避難生活関連情報の広報並びに情報伝達媒体の柱とする。

イ 広報紙

（ア）協定締結団体と連携して、発行体制を早期に整える。

（イ）個別情報等で情報量が多大になるものについては、情報入手先を明記する等の対応を行い、被災者の情報ニーズ全てに対して対応できる紙面構成とする。

（ウ）広報紙は、通常の配布手段が活用できない場合、避難所等、区役所、まちづくりセンター、公共施設等で掲示、配布を行う。また、民間業者やボランティア等による個別配布や、市外で避難生活を送る被災市民のためにも市ホームページへの掲載等に努める。

ウ 情報システム及びインターネットの活用

（ア）緊急速報エリアメール、緊急速報メール及び防災メール等を活用し、警報・避難情報等を、携帯電話等へ一斉に即時配信する。

（イ）市ホームページ及び市災害情報X等を活用し、迅速に各種の災害情報を提供するとともに、X等による情報の随時把握に努める。

（ウ）その他の情報システムや電子メールを活用し、災害情報の提供や被災者からの情報収集に努める。

（エ）市が行う警報や避難指示等の伝達に際し、インターネット情報ポータルサイト運営事業者（グーグル（同）、LINE ヤフー（株））と協力し、インターネットを活用した情報提供に努める。また、LINE ヤフー（株）が提供する「Yahoo!防災速報」や三井住友海上火災保険（株）が提供するアプリ「スマ保災害時ナビ」を利用し、市からの災害に関する情報を配信する。

エ 広報車等

特にきめ細かい情報提供や避難誘導を行う必要がある場所に、防災行政用同報無線（ひばり放送）等による情報伝達活動の補助的手段として活用する。

なお、降灰の状況によっては、広報車等の運用が困難であることに留意する。

オ 放送機関の活用

（株）エフエムさがみとの「災害時情報等の放送に関する協定書」及び横浜エフエム放送（株）との「災害時における放送要請に関する協定」に基づくラジオ放送並びに地上デジタル放送を活用し、ひばり放送や防災メールの情報伝達を補完する。

（ア）テレビのデータ放送を活用し、防災メールや市ホームページの内容を、tvk（テレビ神奈川）に表示する。

（イ）災害により、市内に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害情報を J:COM（ジェイコム湘南・神奈川）に表示する。

(2) 報道関係機関等との連携

市長公室は、次のように報道機関との連絡調整等を行う。

ア 放送機関への要請

日本放送協会横浜放送局、（株）アール・エフ・ラジオ日本への放送要請等については、県地域防災計画による放送協定に基づき県を通じて行う。また、放送協定に基づき災害情報の放送要請を協定締結団体へ行い、市民へ災害情報を提供する。

イ 報道機関との連携

取材への対応は、原則として記者会見、資料提供、掲示板への掲出により行う。

（ア）記者会見

被害状況に応じて緊急又は定期的に記者会見を行い、市災害対策方針、被害状況等の情報提供を行う。

(イ) 記者会見の場所

記者会見の会場については、応急対策活動の実施に影響しない適切な場所を設定して行う。

ウ 報道機関対応担当者の設置

報道機関への対応は、専任の担当者を置くとともに、情報の提供方法、情報内容及び広報のマニュアルを作成し、定期的に整理し、統一された情報提供を行い、情報の混乱を防止する。

6 災害時の広報・広聴に係る風水害応急対策の準用

本節に係る災害応急対策のうち、次の事項については、第1款第1章「第8節 災害時の広報・広聴」（風－29～33参照）を準用する。

- | | | |
|-------------------------|------------------|-------|
| ○防災関係機関の広報活動 | ○初期の問合せ窓口の設置及び対応 | ○広聴活動 |
| ○広報・広聴活動における災害時要援護者への配慮 | | |

第3章 避難誘導対策

1 基本方針

噴火が発生し、又は発生のおそれがあり、市民の安全確保や災害拡大の防止等に必要なと認められる場合における避難誘導体制の確立を図るため、避難誘導の手順や関係機関の役割分担を明確にする。

市は、富士山が噴火した場合において、避難行動をとる必要があると認める区域内の必要と認める居住者等に対し、迅速かつ適切に避難指示等の避難情報を発令する。また、夜間に避難指示を発令する可能性がある場合や、高齢者、障害者等の避難行動に時間を要する居住者等に対し、早めの段階で避難行動を開始することを求める必要があると認める場合には、避難行動をとりやすい時間帯の高齢者等避難の発令に努める。

溶岩流及び降灰後の土石流に対する避難指示等が発令された場合には、原則としてそれらの危険区域外の避難所等へ避難することとし、必要に応じて広域避難の実施を検討する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	高齢者等避難、避難指示の発令、広報活動、広域避難の要請等に関すること。
	市 長 公 室	★	広報活動に関すること。
	区 本 部	★	避難誘導に関すること。
	消 防 局	★	避難誘導及び広報活動に関すること。
	消 防 団		
関 係 機 関	警 察 署	—	避難誘導及び広報活動の支援に関すること。

3 溶岩流等避難対象エリアの設定

富士山火山防災対策協議会が定める「富士山火山避難基本計画」において、噴火現象の影響想定範囲は、溶岩流が最終的に到達する可能性がある範囲とし、噴火現象の特性に応じて第1次から第6次までの6つの避難対象エリアに区分するとともに、それぞれの噴火現象別に避難が必要な時期、範囲など、避難の考え方を示している。

本市は、溶岩流が7日間から最大57日間で到達する範囲である「第6次避難対象エリア」に区分されている。

＜溶岩流等避難対象エリアの設定＞

影響想定範囲	対象とする範囲（可能性マップ※1の示す範囲）
第1次避難対象エリア	想定火口範囲
第2次避難対象エリア	火砕流・火砕サージ※2、大きな噴石が到達する可能性のある範囲
第3次避難対象エリア	溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲
第4次避難対象エリア	溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある範囲
第5次避難対象エリア	溶岩流が7日間以内に到達する可能性がある範囲
第6次避難対象エリア	溶岩流が最終的（最大で57日間）に到達する可能性がある範囲

（※1）富士山ハザードマップに掲載されている、噴火現象ごとの影響想定範囲を地図上に示したもの（溶岩流可能性マップ：総則・予防計画編第1款第4章第4節「3 富士山の火山現象による被害想定」予—29参照）

（※2）火山灰まじりの爆風であり、火砕流の本体部分よりも遠方に到達することや、高温・高速の流れによる人的被害を発生させる場合がある。

4 来訪者、入所者等の避難

- (1) 公共施設及び防災上重要な施設の管理者は、事前に策定した避難計画に基づき、来訪者、入所者等の安全の確保及び避難誘導を行う。特に、自衛消防組織のある施設は、自衛消防組織の活動内容に来訪者・入所者の避難計画を確立しておく。
- (2) 旅客輸送機関、不特定多数の者が出入りする商業施設、事務所、工場等の管理者は、施設内の旅客、従業員、来訪者の安全な避難誘導を行う。
- (3) 上記の機関、施設及び事業所は、鉄道等の運行情報を収集し、長期間の運行停止が見込まれる場合は、施設の安全を確認した上で、一斉帰宅による駅前の混乱や道路の渋滞等が緩和するまでの間、施設内に従業員等を待機させる。
- また、一時滞在施設の開設状況について情報収集し、必要に応じて旅客等を一時滞在施設に案内する。

5 高齢者等避難及び避難指示

- (1) 避難情報の種類及び実施責任者

ア 高齢者等避難

高齢者等避難は、災害対策基本法第56条第2項に基づき、災害発生のおそれがある場合において、高齢者や障害者等の避難に時間を要する災害時要援護者に対し、災害に関する情報を着実に伝達し、時間的余裕をもって避難を開始することができるよう、また、災害時要援護者以外の者に対し、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼び掛けるために、市長が発令する。

イ 避難指示

避難指示は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市民の安全確保や災害拡大の防止等に必要があると認められる場合において、市長が発令する。なお、市長から要求があった場合や市長が避難のための立退き等を指示することができない場合その他関係法令に定められている場合においては、市長以外の者も避難指示を発令することができる。

<避難指示の実施者、根拠法令及び要件>

実施者	災害の種類	根拠法令	指示の要件
市長	災害全般	災害対策基本法第60条第1項	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。
警察官	災害全般	災害対策基本法第61条第1項 警察官職務執行法第4条第1項	(1) 市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき。 (2) 市長から要求のあったとき。 (3) 市民の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。
県知事 県知事の命を受けた吏員等	洪水 地滑り	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 (2) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
水防管理者 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	洪水 災害全般	水防法第29条 自衛隊法第94条第1項	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき。

(2) 発令の判断

火山現象に係る高齢者等避難及び避難指示は、次の基準に基づき、自ら収集した情報や関係機関からの情報を基に発令する。なお、溶岩流に対するこれらの避難情報の発令に当たっては噴火口の位置や流下状況を、降灰に対する避難情報の発令に当たっては降灰可能性マップや気象庁が実施するシミュレーションの結果等を踏まえ、総合的に判断する。

また、これらの避難情報の解除に当たっては、十分に安全の確認に努めた上で行うこととするが、災害が発生した後等において、立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域がある場合には、避難指示を解除後、必要に応じ、再度避難指示を発令する。

＜火山現象ごとの避難指示発令の基準＞

火山現象	基準
溶岩流	溶岩流が市内へ流下又は流下するおそれがある場合
降灰	気象庁の発表する降灰予報等により、市内に 30cm 以上の降灰が予想される場合
降灰後の土石流	国土交通省が発表する土砂災害緊急情報により、市内に土石流による被害が想定される場合
小さな噴石	気象庁の発表する降灰予報等により、市内に小さな噴石が予想される場合

6 避難情報の対象者

高齢者等避難及び避難指示は、溶岩流の影響想定範囲や降灰堆積厚 30cm 以上が想定される範囲等の避難行動をとる必要があると認める区域内の居住者等のうち、立退き避難を行う必要があると認める者を対象とする。

7 避難情報の伝達等

(1) 市民への伝達

本部事務局、市長公室及び消防局は、避難指示等を発令した場合又は他機関から避難の指示を行った旨の通知を受けた場合は、防災行政用同報無線（ひばり放送）、広報車、自主防災組織等により次の事項を市民に周知する。

また、災害時要援護者に対しては、より確実に周知されるように、健康福祉局と連携し、避難行動要支援者名簿（総則・予防計画編第 2 款「第 6 章 災害時要援護者支援」予 83 参照）の活用や、多様な伝達手段の活用により、円滑かつ適切な情報伝達を行う。

さらに、溶岩流の影響想定範囲や降灰堆積厚 30cm 以上が想定される範囲等の住民に対しては自治会、自主防災組織等を通じて伝達する。

ア 避難対象地区

イ 避難先

ウ 避難経路

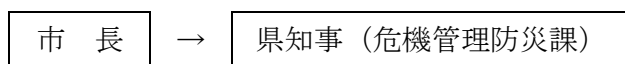
エ 避難指示等の理由

オ その他必要な事項

(2) 関係機関への通知

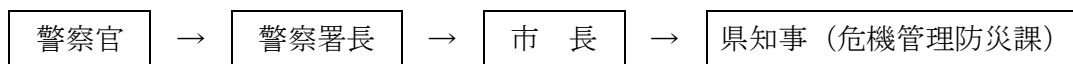
避難指示等を発令した者は、次により必要な事項を関係機関に通知する。

ア 市長の措置



イ 警察官の措置

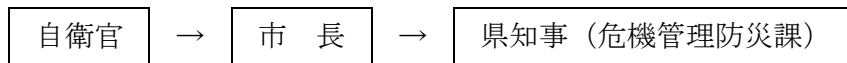
（ア）災害対策基本法に基づく措置



(イ) 警察官職務執行法に基づく措置



ウ 自衛官の措置



＜関係機関に通知する事項＞

○発令者 ○発令の理由及び発令日時 ○避難の対象地区 ○避難地
○その他必要な事項

8 避難誘導

(1) 避難誘導の実施者

ア 避難誘導は、避難所や避難経路等の安全を確認しつつ、消防、警察、市職員、道路管理者、自主防災組織等が連携して実施する。

イ 避難誘導の実施者は、避難指示を受けた者が立退き避難をするに当たり、避難者が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。

(2) 避難誘導の対象者、施設等

ア 災害時要援護者の避難誘導

(ア) 災害時要援護者のうち、自力避難が困難な市民については、災害時要援護者支援班が、自主防災組織、消防団、近隣住民、その他関係機関等の協力を得て、避難誘導を行う。

(イ) 避難行動要支援者に係る個別避難計画（総則・予防計画編第2款「第6章 災害時要援護者支援」予-83参照）が作成されている場合は、個別避難計画に定めるところにより、避難支援等実施者が避難誘導及び支援を行う。

イ 事業所等の避難誘導

事業所や商業施設等の多数の人が集まる場所・施設における避難の誘導は、原則としてその施設の管理者等が、あらかじめ定める避難計画に基づき実施する。

ウ 交通機関等の避難誘導

交通機関等における避難の誘導は、原則としてその事業者があらかじめ定める防災に関する計画に基づき実施する。

エ その他の居住者等の避難誘導

アからウまでを除く居住者等については、自らが身の安全を守るように避難行動をとることを前提とするが、災害の状況に応じて、自主防災組織、市職員（現地対策班・区本部）、消防署・消防団及び現場の警察官が連携して避難誘導を行う。

(3) 避難及び避難誘導の方法

ア 携行品の準備

携行品は、平常時から非常持出袋等を用意するなど、円滑な避難行動に支障を来さない最小限度のものとし、溶岩流や降灰の状況により適切な避難方法を選定する。

イ 避難誘導の方法

避難誘導者は、避難に際して次の事項に留意し、混乱なく迅速に避難誘導を行う。

(ア) 災害現象の拡大方向を見極め、適切な時期に適切な方向へ避難誘導する。

(イ) できる限り早めに事前避難させるよう努める。

(ウ) 避難経路は、市災害対策本部からの指示が特でない場合は、避難の誘導に当たる者が関係者と連携を取り、選定する。

(エ) 避難経路は、溶岩流や降雨、降灰の状況等を踏まえ、土石流のおそれのない経路を選定するなど、あらかじめ経路の現況を確認して行う。

(4) 市及び関係機関の活動

ア 消防局、消防署、消防団

(ア) 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害の規模、道路、河川水位の状況など、現地の状況を速やかに市災害対策本部及び警察署に通報する。

(イ) 避難指示等が発令された場合は、消防車両等を活用した広報活動を実施するとともに、必要に応じて避難誘導活動等の支援に当たる。

イ 警察

消防職員その他避難措置の実施者と連携し、避難者が迅速かつ安全に避難ができるよう、風水害時避難場所等への誘導に努める。

ウ 区本部、現地対策班

避難指示等が発令された場合の市民への伝達及び関係機関との連携による避難誘導を実施する。

エ 道路管理者

関係機関が実施する避難誘導を支援する。

オ 自主防災組織

市職員、消防職員、消防団員、警察官等の避難誘導員との連携を図りながら避難誘導活動を行う。また、災害の状況によって、行政側の避難誘導が期待できない場合は、自主防災組織が自主的に避難誘導を実施する。

9 広域避難

本部長は、市域に大規模な災害が発生するおそれがあることを理由に避難指示を発令した場合において、避難先を確保することが困難であり、かつ、要避難者の生命又は身体を災害から保護するために、当該要避難者を広域避難させる必要があると認めるときは、近隣市町村と広域避難に係る協議を行う。

溶岩流による避難に当たっては、噴火口の位置や噴火の規模により影響想定範囲が変わるため、気象庁等からの噴火や降灰に関する情報を踏まえ広域避難の必要性を判断する。

なお、他自治体から本市に対し要避難者の受入れについて要請があった場合においても、同様に協議を行う。

(1) 広域避難の要請

ア 県内他市町村との協議

(ア) 受入要請

本部事務局は、予想される災害の規模等から要避難者の受入れが可能と予想される県内他市町村に、市域の予想される災害の規模、受入れを要する要避難者の数その他必要な事項を示して協議する。なお、協議を行うに当たっては、あらかじめその旨を県に報告するものとするが、事前の報告が困難な場合には、協議開始後に遅滞なく報告する。

(イ) 受入決定に係る公示等

本部事務局は、受入要請に係る協議を行った県内他市町村から受入決定の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

a 受入決定の通知の内容に関する公示

b 受入決定の通知を受けたときに、現に要避難者を受け入れている避難先の管理者のほか、関係地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、要避難者の避難支援に関係すると認められる者への通知

c 県への報告

(ウ) 受入れの解除

本部事務局は、広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

a 要避難者を受け入れている県内他市町村への通知

b 受入決定の際に通知を行った者への通知

c 広域避難の必要がなくなつた旨の公示

d 県への報告

イ 県外市町村との協議

(ア) 受入要請

本部事務局は、県外市町村へ広域避難させる必要があると認める場合に、県に対し、当該市町村が属する都道府県と要避難者の受入れについて協議するよう求める。ただし、緊急を要すると認めるときは、市が直接県外市町村に協議することとし、その旨をあらかじめ県に報告するか、事前の報告が困難な場合には、協議開始後に遅滞なく報告する。

なお、いずれの場合においても、市域の予想される災害の規模、受入れを要する要避難者の数その他必要な事項を示した上で、県に協議を求め、又は直接協議を行う。

(イ) 受入決定に係る公示等

本部事務局は、県又は受入要請に係る協議を行った県外市町村から受入決定の通知を受けたときは、速やかに公示等の措置を行う。この場合において、県から受入決定の通知を受けた場合には上記ア（イ）の a 及び b の措置を、県外市町村から通知を受けた場合には同 a から c までの措置を行う。

(ウ) 受入れの解除

本部事務局は、広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに公示等の措置を行う。この場合において、県から受入決定の通知を受けている場合には上記ア（ウ）の b から d までの措置を、県外市町村から受入決定の通知を受けている場合には同 a から d までの措置を行う。

ウ 避難の手段

車両による避難に当たっては、事故による通行止めや火山灰の影響による視界不良、立ち往生車両の発生などを考慮する。

また、避難が集中することによる渋滞を抑制するため、可能な限り近隣の避難先の確保等に努めるとともに、県や警察署、道路管理者と連携した情報発信に努める。

(2) 広域避難の受入れ

ア 他市町村から要避難者の受入要請があった場合

本部事務局は、他市町村又は県から要避難者の受入れについて協議の求めを受けた場合は、次の理由に該当しない限り、要避難者を受け入れるものとし、要避難者を受け入れるための施設を提供する。

(ア) 本市も災害の発生が予想されること。

(イ) 要避難者の受入れに必要な施設が確保できないこと。

(ウ) 地域の実情により、災害時要援護者等特段の配慮が必要な要避難者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。

(エ) その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。

イ 受入施設の確保及び通知

他市町村の要避難者を受け入れる施設は、風水害時避難場所、避難所その他の公共施設の中から要避難者の数や想定される滞在期間を踏まえて決定するものとし、受入施設決定後、本部事務局は直ちにその旨を次の者に通知する。なお、県から協議の求めを受けた場合については、(ウ) への通知に代わり、その旨を県に報告する。

(ア) 受入施設の管理者

(イ) 関係地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、要避難者の避難支援に関係すると認められる者

(ウ) 本市に要避難者の受入れを要請した他市町村

ウ 受入施設の運営等

他市町村の要避難者を受け入れる施設の運営や必要となる援助物資の提供など、要避難者を受け入れるに当たり必要となる支援については、可能な範囲で本市が行うことを前提に、広域避難を要請した他市町村と協議し決定する。

エ 受入れの解除

本部事務局は、他市町村又は県から広域避難の必要がなくなつた旨の通知を受けたときは、速やかに上記イ（ア）及び（イ）に通知する。

(3) 費用負担

要避難者の受入れに要した費用は、避難実施市町村が負担する。

10 広域一時滞在

本部長は、大規模な災害が発生し、市内に避難所を確保することが困難となった場合において、被災住民を他の自治体に広域一時滞在させる必要があると認めるときは、他の市町村と広域一時滞在に係る協議を行う。

溶岩流による避難に当たっては、噴火口の位置や噴火の規模により影響想定範囲が変わるため、気象庁等の情報を踏まえ広域一時滞在の必要性を判断する。

なお、他自治体から本市に対し被災住民の受入れについて要請があった場合においても、同様に協議を行う。

広域一時滞在に係る要請や受入れに係る手順等については、「9 広域避難」(1) から (3) までの内容を次のとおり用語を読み替えて準用する。

<広域避難の内容を準用するに当たり、読み替える用語>

読替え前の用語	読替え後の用語
広域避難	広域一時滞在
予想される災害の規模	被災状況
要避難者	被災住民
避難支援	支援
災害の発生が予想される	被災している

11 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、市民の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

実施者	災害の種類	根拠法令	要件
市長	災害全般	災害対策基本法第 63 条	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。
警察官	災害全般	災害対策基本法第 63 条第 2 項	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
		警察官職務執行法第 4 条	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。
自衛官	災害全般	災害対策基本法第 63 条第 3 項	市長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限る。
消防吏員又は消防団員	水災を除く 災害全般	消防法第 36 条において準用する同法第 28 条	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に消防警戒区域を設定する。
消防機関に属する者	洪水	水防法第 21 条	水防上緊急に必要な場所

1 2 市民の避難行動

市民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示が発令される前であっても、火山の活動状況等を踏まえ、火山現象に応じて、自らの判断で自発的に避難行動をとるものとし、市は災害発生の危険度に応じた避難指示の発令など、避難行動を支援する情報の提供を行うとともに、逃げ遅れの防止や住民の負担軽減を考慮した避難誘導を行う。

(1) 溶岩流の流下により避難指示等が発令された場合の避難行動

溶岩流の影響想定範囲外にある安全な親戚・知人宅・集会所や避難所、ホテル・旅館等への「立退き避難」を行う。

避難方法は原則徒歩又は車両とし、避難行動要支援者は車両により避難を行う。

(2) 降灰により避難指示等が発令された場合の避難行動

溶岩流の流下、降灰後土石流の危険がある場合は、影響範囲外へ避難を行う。

また、降灰堆積厚30cm以上が想定される範囲の木造家屋等で、火山灰の堆積により建物の歪みやきしみなどがある場合は、近隣の堅固な建物への退避を行うとともに、降灰堆積厚が30cm未満と想定される範囲であっても、自宅や最寄りの建物へ屋内退避を行う。

なお、立退き避難を行う際は、ヘルメット、ゴーグル、マスク等を着用の上、身を守りながら徒歩で避難を行う。

第4章 救出・救助活動

1 基本方針

富士山の噴火により、溶岩流や降灰による孤立、建物の損壊等により、要救出・救助者が多数発生することが予想される。

これらに対処するため、市は、警察、自衛隊、消防応援部隊等の防災関係機関と連携を図り、救出・救助体制を確立し、迅速かつ適切な救出・救助活動に努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	救出・救助班の設置、救出・救助の要請情報の集約に関する事。
	消 防 局	★	救出・救助活動に関する事。 各防災関係機関との連絡調整等に関する事。
	消 防 団		
関 係 機 関	警 察 署	—	救出・救助活動に関する事。
	自 衛 隊		

3 情報の収集等

(1) 情報収集体制の構築

ア 本部事務局は、富士山の噴火後、速やかに消防局及び各防災関係機関と連携し、情報収集体制を構築する。

イ 消防局は、救出・救助活動の統制、運営・管理等の調整に当たる。

(2) 情報の収集・集約

本部事務局は、富士山の噴火や降灰が市内に認められた後の初期段階において、消防局、消防団、現地対策班、警察署、被災者等から集められた救出・救助の要請情報を集約する。

(3) 各防災関係機関との調整

消防局は、各防災関係機関との連絡を密にし、情報共有を行う。

4 救出・救助活動の原則

(1) 救出・救助活動は、救命処置を必要とする者を優先する。

(2) 救出・救助の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救助を優先する。

(3) 病院や社会福祉施設等の、自力避難困難者等が多い施設を優先する。

なお、発生時刻によっては、不特定多数の者を収容している対象物の救助事案にも留意する。

(4) 同時に複数の救助事案が発生した場合は、原則として、少数の隊員で多数の人命を救助できる事案を優先する。

なお、活動隊員に比べて多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先する。

(5) 救出作業について、付近住民等で救出可能な事案は、可能な限り協力を要請し、救出に技術を要する事案は、消防局及び各防災関係機関の救出隊が行うなど役割分担を積極的に行い、活動効果を上げる。

5 応援の要請

(1) 消防応援部隊

市長は、市の救出・救助体制では対応することが困難な場合は、速やかに県知事に緊急消防援助隊等の要請を行う。県知事と連絡を取ることができない場合は、直接、消防庁長官に対して応援要請を行う。

(2) 自衛隊

市長は、市の救出・救助体制では対応することが困難な場合は、速やかに県知事に自衛隊の応援を要請する。

なお、緊急を要し、県知事を経由するいとまがない場合は、直接、自衛隊に対して通知し、事後、速やかにこれを県知事に通知する。

6 救出・救助活動

消防局は、集約した救出・救助の要請情報に基づき、出動場所、出動人員、出動機材等を振り分け、速やかに救出・救助活動を開始する。

(1) 救出・救助体制

ア 各防災関係機関と活動区域等の調整を行い、救出・救助に係る協力体制を構築する。

イ 消防局活動部隊及び各防災関係機関の救出隊に活動場所、災害状況等の情報を伝達するとともに、情報連絡体制の確立を図る。

ウ 各部隊は、自隊の人員及び資機材を有効活用し、効率的な救出・救助活動を行うこととし、複数の機関が同一現場で、救出・救助に当たる場合には、相互の連携を強化し、一体となっていく。

エ 各部隊は、災害概要、活動状況等を報告することとし、救出・救助に当たり特殊な機械力を必要とする場合は、本部事務局へ要請する。

(2) 消防局の活動

ア 各防災関係機関と協力して救出・救助活動を行うとともに、応援を必要とする場合は、市災害対策本部に要請する。

イ 救出・救助事案の数、災害概要及び活動状況を可能な限り早期に市災害対策本部に連絡する。

(3) 防災関係機関の活動

ア 警察は、把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊、広域緊急援助隊等の部隊を被災警察署等に出動させ、県、市及び消防等の防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施する。

イ 自衛隊は、市長の要請等により、救出・救助活動を行う。

ウ 自主防災組織及び事業所の自衛消防隊は、発災直後から自主的に救出・救助活動を行う。また、災害時要援護者が入所している施設での救出・救助活動を支援する。

エ 協定締結団体等は、市災害対策本部の要請に基づき救出・救助活動を支援する。

7 救出者の搬送

災害現場において救出された負傷者は受傷機転、傷病程度に応じ、医療機関又は救護所に搬送する。なお、救護所への搬送については、家族、自主防災組織等に協力を要請する。

第5章 火山災害対策

第1節 溶岩流に伴う消防活動

1 基本方針

大規模な噴火が発生し、本市への溶岩流到達により火災が発生した場合又は火災発生のおそれがある場合、延焼阻止のため消防活動を行う。

消防活動は、消防局及び消防団の活動方針によるほか、次により行う。

- (1) 災害時の消防活動は、溶岩流等により発生した火災の延焼阻止に全消防力をあげて消火活動を行う。
- (2) 火災の延焼阻止が可能な場合は、消火活動と平行して、救助救急活動及び避難誘導活動を行う。
- (3) 火災の発生が少なく、救助救急の活動が集中する場合は、消防力を救助救急活動に投入する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	消 防 局	★	消火活動、消防応援部隊の要請・運用、災害情報の収集伝達、警戒・広報活動、救出救護活動、避難誘導等に関すること。
	消 防 団		

3 消防局の活動

(1) 活動体制

消防局は、効率的な部隊運用を図り、災害対策に全力を尽くす。

(2) 初期活動

- ア 情報収集及び伝達、広報活動
- イ 消防職員及び消防団員の招集
- ウ 車両、機材等の点検及び確保
- エ 通信施設の点検及び無線局の開局
- オ 火災警戒活動
- カ その他必要な事項

(3) 消火活動

災害時の消火活動の効率性を確保するために必要な部隊運用を行う。

- ア 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的な防御活動を展開して鎮圧する。
- イ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先し、避難誘導を行うとともに、道路、河川、耐火建築物、空地等を延焼阻止線として守勢的な現場活動により延焼を阻止する。
- ウ 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先的に消防活動を行う。
- エ 火災の拡大や規模等の状況を判断し、市の消防力での対応が困難と判断した場合は、速やかに消防応援要請を行うとともに、応援部隊の効果的運用を図る。
- オ 消防局は、消火栓の使用不能や消火用水が不足する場合は、消防団と連携し、遠距離送水を実施するほか、コンクリートミキサー車による消火用水の搬送を協定締結事業者に要請する。
- カ 消防局は、消防活動上支障となる障害物の除去又は消火活動上有効な開口部の設定に大型重機が必要と判断した場合は、協定締結事業者に応援を要請する。

4 消防団の活動

- (1) 情報の収集
被害情報の収集と報告を行う。
- (2) 警戒及び広報活動
火災等の災害発生が予測された場合は、地域住民に対して出火防止、初期消火及び飛び火の警戒を呼び掛ける。
- (3) 消火活動
分団の受持区域内を基本として、消火活動に当たる。
- (4) 救助救急
火災の発生が少なく、救助救急の活動が集中する場合は、救出、応急措置及び救護所等への搬送を行う。
- (5) 避難誘導
高齢者等避難又は避難指示が発令された場合は、市民への伝達及び関係機関との連携による避難誘導を実施する。

5 市民、自主防災組織及び自衛消防隊の活動

- (1) 出火防止及び初期消火活動を行う。
- (2) 付近で発生した災害情報の収集、通報及び伝達を行う。
- (3) 負傷者の救出救護活動を行う。

6 消防応援部隊の要請と受入れ

- (1) 消防応援部隊の要請
消防局は、大規模延焼火災が発生し、市の通常の消防体制では対応することが困難な場合は、速やかに「神奈川県下消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う。また、「神奈川県内消防広域応援実施計画」に基づく応援及び緊急消防援助隊を必要とする場合は、市長へ応援の要請を進言する。
- (2) 消防応援部隊の運用
消防局は、「相模原市消防広域応援実施計画」及び「相模原市緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防応援部隊の効率的な運用を図る。

第2節 降灰対策

1 基本方針

大規模な噴火では、市全域に降灰が予想される。道路上に堆積した火山灰は、緊急車両の通行及び市民等の日常生活の障害となるため、防災関係機関と連携し、道路啓開を迅速に進めるとともに、堆積した火山灰の収集体制を整え、市民等が一日も早く通常の生活を営むことができるよう努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都 市 建 設 局 （ 土 木 部 ）	★	緊急輸送道路の確保（道路啓開）に関する こと。
	消 防 局	★	消防活動に伴う火山灰の除去に関する こと。
	消 防 団		
	本 部 事 務 局	★	広報活動に関する こと。
	市 長 公 室		
	環 境 経 済 局 （ 環 境 部 ）	★	降灰に伴う廃棄物の処分に 関すること。
	財 政 局 （ 財 政 部 ）	●	火山灰の仮置場の確保に 関すること。
	関 係 各 局	★	火山灰の収集に 関すること。
関 係 機 関	関東地方整備局相武国道事務所	—	緊急輸送道路の確保（道路啓開）、火山灰の 除去に 関すること。
	自 衛 隊		
	警 察 署	—	緊急交通路の確保（交通規制）に 関すること。

3 道路啓開

（1）緊急に道路啓開を行う路線の選定

火山灰の堆積等により交通障害が発生した場合の緊急通行車両等の通行を確保するため、緊急交通路に指定される道路の道路啓開を優先して実施するほか、市災害対策本部は、都市建設局等の収集した道路被害状況等に基づき、次により緊急に道路啓開を行う路線を選定する。

ア 緊急交通路

イ 緊急輸送道路

ウ 市役所、区役所、まちづくりセンター（中央6地区まちづくりセンターを除く。）、中央区の6公民館（小山、星が丘、清新、中央、横山及び光が丘）、消防署、警察署等防災対策を実施する上で重要な施設を結ぶ路線

エ その他上記の路線を補完する路線及び消防局、警察署等から緊急に要請があった路線

（2）道路啓開の実施

ア 実施体制

（ア）啓開作業は、都市建設局、各道路管理者、自衛隊、協定締結団体等が連携を図り、効果的かつ迅速に実施する。

（イ）啓開作業は、救急・救援活動等の状況や、孤立集落の発生状況等を考慮して、啓開路線の優先順位を定め、効率的に実施する。

イ 実施内容

（ア）応急復旧

都市建設局及び各道路管理者は、復旧に先立ち、道路及び橋りょう等の施設の被害状況の把握を行い、緊急車両の走行に支障のない程度に舗装破損箇所の応急復旧を行う。

(イ) 火山灰等の除去

原則として二車線の車両通行帯が確保できるよう道路上の火山灰等を除去する。

(ウ) 車両の移動

放置車両、立ち往生車両等の発生により、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、道路の区間を指定し、運転者等に対し車両等の移動を命令する。また、運転者等が不在の場合等にあつては、道路管理者自ら車両等の移動等を行う。

(エ) 応援の要請

都市建設局は、市が管理する道路において、市の体制では道路啓開が困難な場合、国への応援を検討し要請する。

(3) 情報の伝達

ア 情報の共有

都市建設局は、国土交通省、神奈川県、中日本高速道路（株）等の各道路管理者、警察署、自衛隊等防災関係機関と相互に道路啓開に関する情報を共有し、迅速に道路啓開を実施する。

イ 広報

本部事務局及び市長公室は、速やかに道路啓開に関する情報を市民や運転者等へ広報するとともに報道機関等に情報の提供を行う。

(4) 資機材の確保

都市建設局は、平常時から資機材の整備を行うとともに、協定締結団体等の協力を得て、必要な資機材を確保する。

4 障害物の除去等に係る風水害応急対策の準用

火山災害により発生した障害物の除去及び除去を行うに当たって留意する事項については、「第1款 風水害応急対策 第5章第1節 4 障害物の除去」及び「同5 粉じん・有害物等の飛散防止」（風－67、68）を準用する。

5 消防水利の確保

消防局及び消防団は、降灰時において迅速な消火活動が行えるよう、必要に応じ消防水利確保のための除灰活動を行う。

6 仮置場の確保

財政局は、道路啓開等により収集した火山灰の仮置場を、総則・予防計画編第2款第5章第9節「4 災害時における土地利用に関する事前対策」（予－78参照）に基づき、迅速に確保する。

7 火山灰の収集

(1) 宅地等

堆積した火山灰は、原則として所有者又は管理者が収集し、市が指定する方法により、火山灰の仮置場へ運搬する。

(2) 道路

道路啓開の際に収集した火山灰は、原則として都市建設局が、火山灰の仮置場へ運搬する。

8 降灰に伴う廃棄物の処分

環境経済局は、「第1款 風水害応急対策 第10章 清掃対策」（風－94参照）に基づき、降灰に伴う廃棄物を迅速に処分する。

第6章 避難所等の運営

1 基本方針

富士山火山防災対策協議会が作成する避難計画に基づき、溶岩流の到達等のおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難先として市立小・中学校等に避難所を開設する。

この章では、風水害時避難場所及び避難所を「避難所等」という。

また、この章に記載されている事項以外の避難所等の運営については、第1款「第7章 避難所等の運営」（風一77～82参照）を準用する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	区 本 部	★	避難所等の開設・運営の支援の総括、在宅避難者の把握に関すること。
	本 部 事 務 局	★	避難所等の情報の収集・仕分けに関すること。
	教 育 局（教 育 環 境 部、 学 校 教 育 部、生 涯 学 習 部）	★	避難所等の開設・運営の支援に関すること。
	環 境 経 済 局（経 済 部）	●	避難所への食料及び生活必需物資の配送に関すること。
	関 係 各 局	★	避難所等の運営支援、本部事務局からの避難所等の情報の収集・対応、在宅避難者への各種支援に関すること。
	避難所担当職員等 （避難所担当職員、風水害時避難場所担当職員、一時滞在施設・避難施設応援担当職員）	★	避難所等の開設、運営又は運営の支援に関すること。
関 機 係 関	避 難 所 運 営 協 議 会	★	避難所の自主運営に関すること。

3 火山現象別の避難所等の開設・運営

（1）溶岩流

ア 開設の考え方

溶岩流の影響を受けない場所の避難所を開設する。避難指示を発令した地域の避難所を開設することができない場合は、近隣の避難所を開設することを基本とするが、避難者数や物資の円滑な配送の実施の可否等に応じて、市内全域の避難所その他公共施設の中から開設する避難所を選定する。

イ 運営主体

避難指示を発令した地域の避難所を開設することができない場合は、地域コミュニティを考慮した上で、避難先となる避難所その他公共施設を別途指定することとし、運営に当たっては、避難者で運営組織を立ち上げて運営するものとする。

この場合、避難の初動段階においては、避難先となる避難所の避難所運営協議会や公共施設が所在する地区の自主防災組織等に支援・協力を求める。

(2) 降灰

ア 開設の考え方

避難に当たっては、降灰の影響が少ない地域への避難が望ましいが、本市においては、市内全域に降灰が想定されることから、避難指示を発令した地域の避難所を開設することを基本とする。なお、30cm以上の降灰堆積厚が想定され、降雨により建物倒壊のおそれがある避難所については、開設せず、近隣の避難所を別途開設する。また、降灰後の土石流により被害を受ける可能性があることを踏まえ、土砂災害警戒区域（土石流）のおそれがある区域内又はその近傍に所在する避難所についても、原則開設しない。

イ 運営主体

避難所運営協議会が主体となり運営するが、近隣の避難所を別途開設した場合は、避難者で運営組織を立ち上げて運営するものとする。

この場合、避難の初動段階においては、避難先となる避難所の避難所運営協議会に支援・協力を求める。

(3) 降灰後の土石流

降灰後の土石流に対しては、国土交通省が発表する土砂災害緊急情報等を踏まえ、降雨が想定される際に、風水害時避難場所を開設する。

なお、土砂災害警戒区域（土石流）内の降灰の堆積量による影響を踏まえ、土石流のおそれがある区域内又はその近傍に所在する風水害時避難場所は、原則開設しない。

4 広域避難者受入れのための避難所の体制

他市町村からの広域避難者を受け入れる場合においては、富士山火山防災対策協議会が定める避難計画により、原則、避難元の市町村の職員及び町内会等が避難所の運営を行うこととされているが、避難元の市町村による避難所運営体制が整うまでの間、市が避難所運営協議会や自主防災組織、ボランティア等に支援・協力を求め、円滑な避難所運営ができるように支援を行う。